

深谷市災害時等要援護者名簿登録取扱要領

(目的)

第1条 深谷市内に居住する者（施設入所者及び長期入院患者を除く。）で、災害時に自力で避難することが困難な高齢者や障害者等の要援護者を登録することにより、災害時の避難誘導体制等を確保し、被害の軽減を図るとともに、平常時における見守り活動の推進を目的に、深谷市災害時要援護者名簿（以下「要援護者名簿」という。）を作成し、市民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、「要援護者」とは、次の者をいう。

- (1) 一人暮らしの65歳以上の者
- (2) 75歳以上の高齢者のみの世帯の者
- (3) 介護保険で要介護4・5の認定を受けている者
- (4) 身体障害者手帳1・2級の者
- (5) 療育手帳Ⓐ・Aの者
- (6) その他、災害時に自力で避難することが困難な方

2 この要領において、「平常時における見守り活動」とは、平常時の見守りや声かけ活動及び支え合いマップ作り等の地域支え合い活動をいう。

3 この要領において、「関係機関」とは、次の機関をいう。

- (1) 自治会（支援活動に協力する地域住民、自主防災組織及び老人クラブ等の関係団体を含む。）
- (2) 民生委員・児童委員
- (3) 深谷警察署
- (4) 寄居警察署
- (5) 地域包括支援センター
- (6) 深谷市社会福祉協議会
- (7) 深谷市消防本部

- (8) 深谷市消防団
- (9) 深谷市関係部署
 - 1) 総務防災課
 - 2) 市民課
 - 3) 福祉政策課
 - 4) 障害福祉課
 - 5) 長寿福祉課
 - 6) 保健センター
 - 7) 公民館

(登録、変更、取消)

第3条 要援護者名簿の登録は、原則として、本人の同意のもとに登録をするものとする。

- 2 登録を希望する者（以下「届出者」という。）は、深谷市災害時等要援護者名簿登録（新規・変更・取消）届出書兼同意書（様式第1号）（以下「同意書」という。）を深谷市長に提出するものとする。
- 3 届出者は、同意書に必要事項を記入し、民生委員・児童委員を経由して提出するものとする。ただし、届出者が同意書の記載が困難な場合は、届出者の同意のもと、親族及び民生委員・児童委員等が代わって記載することができる。
- 4 届出者は、登録事項に変更が生じたときは、すみやかに変更内容を記した同意書を提出するものとする。この際、民生委員・児童委員を経由して提出するものとする。
- 5 届出者は、登録を取り消す時は、同意書を提出するものとする。この際、民生委員・児童委員を経由して提出するものとする。

(個人情報の取扱)

第4条 登録した個人情報については、関係機関において適正に管理し、目的外の使用を禁じ、情報が漏えいしないよう最善の注意を払うものとする。

(要援護者名簿の更新・貸与)

第5条 総務防災課、福祉政策課、長寿福祉課及び障害福祉課において、毎年情報を更新して、関係機関に貸与するものとする。この際、すでに貸与してある要援護者名簿は回収するものとする。

(要援護者名簿の紛失等)

第6条 要援護者名簿を貸与された関係機関は、要援護者名簿を紛失又は破損した場合は、すみやかに深谷市長に報告するものとする。

(庶務)

第7条 要援護者名簿の登録、変更及び取消の事務等は、福祉政策課、障害福祉課、長寿福祉課においてこれを行うものとする。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

この要領は、平成26年4月1日から施行する。